

第47回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

福井県福井市中央1丁目2番1号
ハピリン 3階 ハピリンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

(証券コード9790)
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

福井県福井市高木中央1丁目2501番地
福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役CEO 佐藤 浩一

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第47回定時株主総会招集ご通知」及び「第47回定時株主総会その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://hd.fukuicompu.co.jp/ir/holders_meeting.html



また、上記のほか、株式会社東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下のウェブサイトにも掲載しております。以下のウェブサイトアクセスしていただき、銘柄名(会社名)に「福井コンピュータホールディングス」又は証券コード欄に「9790」を入力のうえ検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択してご確認くださいませようお願い申し上げます。

株式会社東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ後述のご案内に従いまして、2026年6月25日(木曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福井県福井市中央1丁目2番1号
ハピリン 3階 ハピリンホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 吸収合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・第2号議案の「吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使

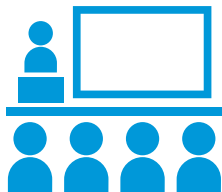


次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後6時行使分まで

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
(受付開始 午前9時予定)

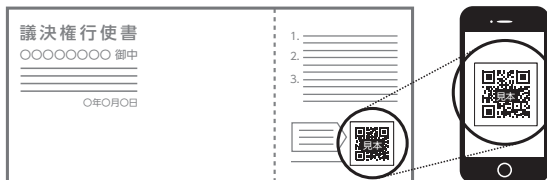
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使のご案内

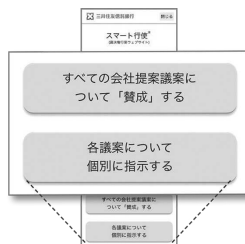
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

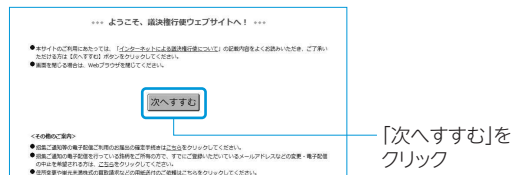
※QRコードを再度読み取っていただく、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

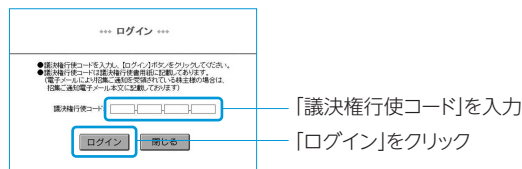
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

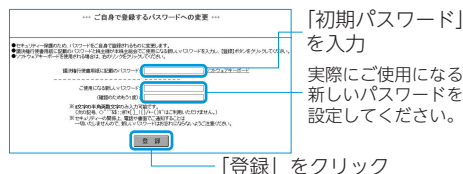
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用
ダイヤル



0120-652-031
(午前9時～午後9時)

用紙のご請求等、
其他のご照会は



0120-782-031
(平日午前9時～午後5時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への利益還元姿勢を重視した配当を実施することを当社の基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、下記のとおり1株につき普通配当73円とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金73円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,509,288,651円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 吸収合併契約承認の件

当社及び株式会社ダイテックホールディング（以下「ダイテックホールディング」といい、当社と合わせて「両社」といいます。）は、2026年2月13日開催の両社の取締役会において、2027年4月1日（予定）を効力発生日として両社対等の精神の下で両社の経営を統合すること（以下「本経営統合」といいます。）を決議し、当社を吸収合併存続会社、ダイテックホールディングを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結するとともに、本経営統合に係る統合契約（以下「統合契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本合併契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、本合併は、両社の株主総会の承認を条件としております。

本合併を行う理由、本合併契約の内容の概要その他本議案に関する事項は、次のとおりであります。

1. 本合併を行う理由

(1) 本経営統合の背景

当社は、1979年の創業以来、道路や河川といったインフラ工事から住宅やビルといった建築物に至るまで建設分野に特化したCAD（注1）の提供を通じて、全国の建設業に携わるお客様に最先端のソリューションを提案するとともに、社会インフラや人々の暮らしの発展的な未来創造に貢献してまいりました。

現在、当社は、建築・測量・土木のソフトウェアの開発及び販売並びにアプリケーションの開発及び販売を主たる業務とする「建築システム事業」、「測量土木システム事業」、「ITソリューション事業」を、また、コーポレートベンチャーキャピタルを通じた投資活動によって当社の持続的な成長を目指す「投資事業」を展開しております。そして、経営理念である「全員経営」、「商品開発の考え方」、「販売のための考え方」の3つの考え方に共通する「相手の立場に立ちきる」という考えの下、「建設業になくてはならない会社」として、建設業界に対して永続的な社会的インパクトを創出し、社会的基盤の安定と持続可能な成長の実現を目指しております。

（注1）「CAD」とは、「Computer Aided Design」の略語であり、コンピュータを使用して設計や製図をするシステムのことをいいます。

また、当社は、2024年11月8日付で、2025年度から2027年度を対象とする「第3期中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）」（以下「本中期経営計画」といいます。）を公表し、(i) CADシステムの漸進的成長、プラットフォーム機能による顧客基盤の拡大及びアプリケーションの拡充といったコアビジネスの拡大、(ii) 新たなサービスプラットフォームにおける、社外ソリューションも含めたアプリケーションの提供といった新たなビジネスモデルの展開、(iii) データの一元管理による、総合的な省力化・省人化の支援を企図した共通データ環境（CDE）（注2）の構築、といった取り組みを推進しております。

（注2）「共通データ環境（CDE）」とは、「Common Data Environment」の略語であり、建設プロジェクトにおいて、様々なデータを一元管理し、関係者間で共有するための共通データ環境をいいます。設計・施工・維持管理など、プロジェクトの各フェーズで発生する多様な情報を、時間や場所に縛られることなく、関係者がタイムリーにアクセス・更新・確認することができます。

一方、ダイテックホールディングは、1969年の設立以降、「独立自尊」、「顧客満足」、「顧客創造」という企業理念の下、石油販売業向けPOSシステムの開発・運用を行うサービスステーション事業（以下「SS事業」といいます。）、建設設備業向けCADの開発・販売を行うCAD事業、住宅産業向けクラウドサービスの開発・提供を行うクラウド事業、建設業向けIoTプラットフォームを提供するTrusstor（トラスター）事業を行っております。なお、ダイテックホールディングは、建設設備業向けCADにおいては国内トップシェアを獲得しているものと認識しており、今後は、住宅産業向けクラウドサービスを通じた事業拡大を目指しています。

当社とダイテックホールディングの資本関係は、1999年5月に当社の株主より当社株式200,000株を取得したことにより始まりました。その後、ダイテックホールディングが保有する当社株式は、2003年11月に2,200,000株に増加（第三者割当の引受けによる取得）、同年12月に2,510,000株に増加（株主からの取得）、2010年10月に4,873,110株に増加（公開買付けによる取得）いたしました。その後、2014年10月に当社が実施した株式分割（1：2）により、現在、ダイテックホールディングは当社株式9,746,220株を保有しており、同社は、当社の主要株主である筆頭株主であり「その他の関係会社」に該当いたします。これまで、当社とダイテックホールディングは、当社の独立性を保ちつつも、ダイテックホールディングのクラウド事業における販売協業を行うなど、一定の協業関係を築いてまいりました。

上記のとおり、両社は主に建設業界を対象とする事業を展開しておりますが、我が国の建設業界を取り巻く環境につきましても、労働者不足、少子高齢化、財政の逼迫に伴う中長期的な市場規模の縮小が懸念されています。また、働き方改革関連法の適用開始による労働時間短縮への取り組み、気候変動をはじめとした世界的な環境配慮への対応が求められるとともに、改正建築基準法や建築物省エネ法の適用開始など、建築基準及び設計業務の高度化が進められています。また、建設業界においては、近時、オンプレミス型（注3）のソフトウェアからクラウド型（注4）のソフトウェアへの転換が進んでおり、この潮流に乗り遅れた場合には大きな事業機会を逸してしまうことが考えられ、更に、パーティカルSaaS（注5）（注6）のような特定業界に特化したSaaSが活況であるところ、とりわけ建設業界においては特にDX（注7）が遅れているために新興のソフトウェアベンダーの参入も相次いでいることから、競争環境は激化しております。その結果、両社に求められるプロダクトのニーズやサービスの内容は変容してきており、今後、両社を取り巻く事業環境は、一層厳しくなることが見込まれております。

（注3）「オンプレミス型」とは、サービス提供を受ける企業自身がサーバー・通信環境等の設備・ソフトウェア等を自社で保有してシステム構築する運用方法のことをいいます。

（注4）「クラウド型」とは、「オンプレミス型」と異なり、サービス提供を受ける企業はインターネット経由で自社外のサーバー・通信環境等の設備・ソフトウェア等を利用する運用方法のことをいいます。顧客企業からすると、クラウド型は、オンプレミス型に比して、自社でのシステム構築が不要となることから、初期コストの削減が可能であり、またビジネスの成長に伴うシステムの拡張も迅速に対応できるため、近時、オンプレミス型からクラウド型への転換が進んでいます。

（注5）「SaaS」とは、「Software as a Service」の略語であり、クラウド上でソフトウェアを利用できるサービスのことをいいます。

（注6）「パーティカルSaaS」とは、SaaSの中でも、業界を問わず使用できるサービス（例：メール・スケジュール管理・会計・営業支援等）とは異なり、特定業界向けの専門性の高いSaaS（例：小売業界向け、医療業界向け、建設業界向け等）のことをい

います。

(注7)「DX」とは、「Digital Transformation」(デジタル・トランスフォーメーション)の略語であり、ビジネスや組織がデジタル技術を活用して変革を達成する取り組みのことをいいます。

このような状況下、両社はともにCAD事業を取り扱っているものの、当社は建築(住宅工務店、一般建築業)向け及び測量土木(測量・土地家屋調査業、土木施工業)向けCAD、ダイテックホールディングは建築設備業向けCADの取り扱いが中心であり、両社の事業領域は重複しておらず相互に補完できる関係にあり、また、両社が持つCAD技術と顧客販売網を共有してより有効に活用すれば、開発・販売の効率化や製品の品質向上が期待でき、加えて、ダイテックホールディングのSS事業は、石油販売業向けPOSシステムを日本で先駆けて開発・運用し、業界を代表する実績を有しているところ、数十年にわたって培われたデータセンター運用ノウハウが、今後の建設業のITインフラとして重要な役割を果たすものと考えることができ、更に、両社は既に、ダイテックホールディングのクラウド事業における販売協業を行うなど一定の協業関係にあることから、両社の連携をより強化することで、両社の事業成長を更に加速させることが可能になると考えるに至りました。

上記のような考え方に基づき、ダイテックホールディングは、両社による経営統合は、両社の企業価値向上に資すると考え、当社に対し、2025年9月16日付で経営統合に係る協議開始の申入書(以下「本申入書」といいます。)を提出いたしました。その後、2025年9月下旬から両社にて本格的な協議を開始し、2025年9月下旬から11月下旬まで相互にデュー・ディリジェンス(以下「DD」といいます。)を行い、検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、ダイテックホールディングに対するDD及びダイテックホールディングとの協議を通じて、下記「(2)本経営統合の目的」に記載のシナジーを実現するためには本合併を行うことが最適かつ最良であり、当社の企業価値向上に資すると判断したため、本合併契約を締結するに至りました。

(2) 本経営統合の目的

これまで、当社とダイテックホールディングは、ダイテックホールディングのクラウド事業における販売協業を行うなど、一定の協業関係を築いてまいりましたが、当社は、本経営統合を通じて「サービスプラットフォームの充実」、「顧客単価向上・市場シェア拡大に伴う収益性の拡大」、「コストシナジー」、「両社の人材活用による組織全体の成長・生産性向上」といったシナジーを軸に、下記の統合効果の実現を目指してまいります。

① サービスプラットフォームの充実

当社は、建築向け及び測量土木向けCADにおいて約32,500社の継続取引先及び約127,000のユーザーアカウント数を有し、ダイテックホールディングは、建築設備業向けCADにおいて約6,200社の継続取引先及び約69,500のユーザーアカウント数を有しており、両社は多くのデータを保有しております。かかる中で、当社が取り組んでいるクラウド型のソフトウェアへの転換及び共通データ環境(CDE)の構築と、ダイテックホールディングのSS事業で培ったデータセンター運用ノウハウを掛け合わせ、両社の持つデータと機能を統合することにより、一層高度なサービスプラットフォームの構築が可能となり、その結果、既存顧客への提供価値を高めるだけでなく、新たな顧客層へのアプローチも可能になると考えております。具体的には、例えば、オンプレミス型のソフトウェアであると、ユーザーが入力したデータは当該ソフトウェアの

中に保存されてデータ連携が行いづらいつという課題がある中で、クラウド化してデータをクラウドに保存することでデータ連携がスムーズに進むこととなり、その際、ダイテックホールディングのデータセンター運用ノウハウにより、共通データ環境（CDE）の安定稼働とセキュリティが担保されることになると考えております。このように、両社の持つデータと機能を統合することで、市場における競争力を一層強化し、顧客満足度向上・収益性拡大を目指してまいります。

② 顧客単価向上・市場シェア拡大に伴う収益性の拡大

当社は主に建築向け及び測量土木向けの設計～施工～維持管理を網羅するCAD事業を主軸とし、ダイテックホールディングは主に建築設備業向けの設計～施工～維持管理を網羅するCAD事業を行っています。建設プロジェクト単位で見れば、両社の事業領域は上流・下流の関係にあり補完性が高く、統合により建設ライフサイクル（注1）の全てをカバーできる体制の構築が可能になると考えております。具体的には、例えば「設計」においては、梁やスラブ（注2）等の構造部分に対してどの位置に配管を通すかといった設備データの有無により作業効率が大きく左右されるところ、構造部分を担当する当社と配管等の設備部分を担当するダイテックホールディングが連携することで、設計効率を向上させることが可能になると考えております。そのため、従来は、別々に販売していた両社製品を垂直統合型のパッケージとして提案できる体制を構築し、かかるパッケージ提案により、顧客単価の向上及び価格競争力強化に伴う成約率の向上を図ることで収益性の拡大を実現するとともに、顧客に対する提供価値の更なる向上を目指してまいります。このように、建設業向けの国内最大プラットフォームとして建設業のDXに一層貢献し、顧客基盤・市場浸透の更なる拡大を目指してまいります。

（注1）「建設ライフサイクル」とは、建設プロジェクトの調査・企画段階から、設計・施行・維持管理までの建物の生涯のことをいいます。

（注2）「梁」とは、床や屋根の荷重を支える役割を果たす建物の横方向の骨組みのことをいいます。また、「スラブ」とは、鉄筋コンクリートで作られた床材や屋根材のことをいいます。

③ コストシナジー

当社は全国に30の営業・開発拠点を、ダイテックホールディングは全国に9の営業・開発拠点を展開しております。本経営統合に伴い、両社の拠点のうち近接している一部拠点の統合を進めることにより当該拠点の地代家賃・維持費用等のコスト削減を図り、コストシナジーの創出を見込むとともに、効率的な拠点運営と経営資源の最適配分の実現を目指してまいります。

④ 両社の人材活用による組織全体の成長・生産性向上

両社の人的資源を統合し、多様な専門知識や技術力を最大限活用することで組織全体の成長を目指します。また、両社の管理部門の統合に伴う人員配置の最適化やベストプラクティスの共有によるオペレーションの最適化を図ることにより従業員1人当たりの生産性の向上を図ります。更に、経営統合後の当社においては、従業員の成長を支援するとともに、最適な人員構成で従業員1人1人が能力を最大限に発揮できる環境の構築を目指してまいります。

2. 本合併契約の内容の概要

当社及びダイテックホールディングが2026年2月13日付で締結した本合併契約の内容は、【別添】

「吸収合併契約書」をご参照ください。

3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第191条第1号)

① 本合併の方法

当社を吸収合併存続会社、ダイテックホールディングを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式により実施いたします。

② 本合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	ダイテックホールディング (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当比率	1	0.68

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

ダイテックホールディングの普通株式（以下「ダイテックホールディング株式」といいます。）1株に対して、当社株式0.68株を割当て交付いたします。ただし、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

なお、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）にダイテックホールディングが保有する自己株式18,847,500株（2025年12月31日現在）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する当社株式数：普通株式：31,129,244株（予定）

上記の交付株式数は、今後、ダイテックホールディングの株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、基準時までの間にダイテックホールディングの自己株式数の変動等が生じた場合には、修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになるダイテックホールディングの株主の皆様におかれましては、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

- ・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるダイテックホールディングの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

③ 剰余金の配当

当社は、ダイテックホールディングとの間で、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり73.00円を限度として、剰余金の配当を行うことができる旨を合意しております。

なお、ダイテックホールディングは、当社との間で、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり35.00円を限度として、また、2026年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり35.00円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができる旨を合意しております。

④ 本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びダイテックホールディングは、上記「②本合併に係る割当ての内容」に記載の本合併比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、当社及びその子会社（総称して、以下「当社グループ」といいます。）並びにダイテックホールディング及びその子会社（総称して、以下「ダイテックグループ」といい、「当社グループ」と総称して「両社グループ」といいます。）から独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼すること、また、両社グループから独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。当社はファイナンシャル・アドバイザーとして合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を、第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選定し、ダイテックホールディングはファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして東京丸の内法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

なお、デロイト トーマツに対する報酬には、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本合併の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。当社は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本合併が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本合併の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりデロイト トーマツを当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選定しております。

両社は、それぞれ、自らが選定したファイナンシャル・アドバイザーからの助言、第三者算定機関による本合併に用いられる合併比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、合併比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、当社においては、ファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツから受けた財務的見地からの助言、下記「エ. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティング

から2026年2月12日付で取得した合併比率算定書及び当社の一般株主にとって本合併比率が財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、リーガル・アドバイザーである北浜法律事務所からの助言、当社がダイテックホールディングに対して実施したDDの結果並びに両社グループとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2026年2月12日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記「エ. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「ウ. 独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本合併比率は妥当であり、当社の一般株主の皆様にとっての利益に資するとの判断に至ったため、本合併比率により本合併を行うことが妥当であると判断いたしました。

なお、本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

イ. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、両社グループから独立した算定機関であり、両社グループの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、プルータス・コンサルティングに対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

なお、ダイテックホールディングの第三者算定機関である大和証券は、両社グループから独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、当社については、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

ダイテックホールディングについては、同社は非上場会社であるものの、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似上場会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。

各評価手法による当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定結果
当社	ダイテックホールディング	
市場株価法	類似会社比較法	0.79～1.16
	DCF法	0.70～1.17
類似会社比較法	類似会社比較法	0.52～1.00
DCF法	DCF法	0.42～0.99

市場株価法においては、当社については、2026年2月12日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF法においては、当社については、当社が作成した2026年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を評価しております。なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による算定に使用した本事業計画に基づく財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度は含まれておりません。また、当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。また、ダイテックホールディングについては、ダイテックホールディングが作成した2026年3月期から2029年3月期までの事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、ダイテックホールディングが2026年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてダイテックホールディングの株式価値を評価しております。なお、プルータス・コンサルティングがDCF法によるダイテックホールディング株式の株式価値の算定の基礎とした財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度は含まれておりません。また、当該財務予測は、本合併の実施を前提としておりません。

なお、プルータス・コンサルティングがDCF法による当社株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本合併の検討にあたって当社が作成したものです。具体的な計画数値の作成過程においてダイテックホールディングによる関与はありません。また、本特別委員会は、本事業計画がダイテックホールディングから独立した者により作成されていることについて確認するとともに、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。

プルータス・コンサルティングは、合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、プルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、プルータス・コンサルティングは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評

価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。プルータス・コンサルティングの算定は、2026年2月12日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、当社は、2026年2月12日、プルータス・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、両社が作成した事業計画及び当社の市場株価に基づく合併比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された合併比率が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが両社から両社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した合併比率の算定の結果に加えて、本合併の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での両社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる上記合併比率の算定を行うに際して、両社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルータス・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及びそれらの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータス・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータス・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた両社の事業計画その他の資料は、両社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はこれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータス・コンサルティングは、本合併契約が適法かつ有効に作成及び締結され、両社の株主総会で承認されること、本合併が本合併契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本合併契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本合併が本合併契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータス・コンサルティングは、本合併が適法かつ有効

に実施されること、本合併の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本合併によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。プルータス・コンサルティングは、本合併の実行に関する当社の意思決定、あるいは本合併と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討しておりません。プルータス・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本合併に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本合併比率が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本合併比率が当社の一般株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆様に対して本合併に関するいかなる行動も推奨するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本合併比率に関する当社の取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータス・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

ウ. 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併は、当社を吸収合併存続会社、ダイテックホールディングを吸収合併消滅会社とする吸収合併であり、本合併の効力発生後も当社株式は引き続き、東京証券取引所プライム市場への上場が維持される予定ですが、東京証券取引所より、東京証券取引所プライム市場における上場廃止基準に基づき、「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」に指定される可能性があります。東京証券取引所より「合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り銘柄」の指定を受けた場合においても、当社株式の上場は引き続き維持されますが、当社は猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合すると認められるべく、最善を尽くしてまいります。

なお、当社及びダイテックホールディングは、統合契約において、当社が実質的な存続会社ではないと東京証券取引所が判断した場合その他本合併により当社株式の上場廃止のおそれが生じた場合には、当社の上場維持のために必要な協力を行う旨を合意しております。

エ. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

ダイテックホールディングスは、当社株式9,746,220株（2025年12月31日現在の発行済株式総数（20,700,000株）から当社の自己株式数（24,813株）を控除した株式数（20,675,187株）に占める割合にて47.14%）を保有しており、当社のその他の関係会社に該当することから、本合併に際しては、当社の取締役会の意思決定の過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立担保するため、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本合併に用いられる合併比率に関する意思決定に当たっての公正性を期すため、両社グループから独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングを選定し、2026年2月12日付で、合併比率に関する算定書を取得いたしました。なお、当社は、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記「イ. 算定に関する事項」の「(イ) 算定の概要」をご参照ください。

なお、ダイテックホールディングスは、本合併に用いられる合併比率に関する意思決定に当たっての公正性を期すため、両社グループから独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2026年2月12日付で、合併比率に関する算定書を取得いたしました。なお、ダイテックホールディングスは、大和証券からダイテックホールディングの株主にとって本合併比率が財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所を選定し、同事務所より、本合併の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、北浜法律事務所は、両社グループから独立した法律事務所であり、両社グループとの間に重要な利害関係を有しておりません。北浜法律事務所に対する報酬は、本合併の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本合併の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

なお、ダイテックホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、東京丸の内法律事務所を選定し、同事務所より、本合併の諸手続及びダイテックホールディングの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、東京丸の内法律事務所は、両社グループから独立した法律事務所であり、両社グループとの間に重要な利害関係を有しておりません。

(ウ) 独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2025年9月16日に、ダイテックホールディングより本申入書を受領したことを受け、ダイテックホールディングが当社の「その他の関係会社」であること等に鑑み、当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するとともに、当社の取締役会において本合併を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年9月26日開催の当社の取締役会決議により、両社グループ及び本合併の成否から独立した、当

社社外取締役兼独立役員である小笹文氏並びに当社社外取締役兼独立役員（監査等委員）である神田輝生氏（弁護士、神田法律事務所）及び三橋明史氏（公認会計士、三橋明史公認会計士事務所）の3名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。当社は、当初から上記3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、本特別委員会の委員の互選により、当社社外取締役兼独立役員（監査等委員）である神田輝生氏が本特別委員会の委員長に就任しております。なお、本特別委員会の委員に対する報酬は、本合併の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本合併の是非（企業価値向上に資するか否かを含む。）、(b) 本合併に係る取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているか否かを含む。）、(c) 本合併に係る手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否かを含む。）、(d) 本合併の決定及び実施が当社の一般株主にとって公正なものであるか（以下 (a) から (d) を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社の取締役会に提出することを委嘱いたしました。また、当社は、上記取締役会決議において、当社の取締役会における本合併に関する意思決定については、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本合併について当社の一般株主にとって公正ではないと判断したときには、当社の取締役会として本合併を実施しないものとする旨を決議しております。

併せて、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(ア) 当社が本合併の合併比率等の取引条件等についてダイテックホールディングとの間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、ダイテックホールディングとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自らダイテックホールディングと交渉を行うことを含む。）、(イ) 適切な判断を確保するために、当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等の外部専門家を指名・承認（事後承認を含む。）する権限、必要に応じて特別委員会の独自の外部専門家を選任する権限、また、特別委員会が当社の外部専門家に対して専門的助言を求めることができる権限、並びに (ウ) 当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者に、特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本合併の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限をそれぞれ付与しております。

本特別委員会は、2025年9月26日から2026年2月12日までに、合計17回開催したほか、各会日間においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ、第三者算定機関であるプルータス・コンサルティング及びリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社から、当社の事業概要、合併比率の算定の前提となる当社の本事業計画の作成方針及び策定手続等についての説明を受け、質疑応答を行いました。また、両社に対して本合併の目的等に関する質問状を送付した上で、両社それぞれから、本合併の目的、本合併に至る背景・経緯、本合併によって見込まれるシナジーの内容、本合併後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。

た。また、当社のリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本合併に係る当社の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本合併に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

更に、当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから本合併比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、当社及びダイテックホールディングとの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、ダイテックホールディングとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年2月12日付で、当社の取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする答申書を委員全員の一致で提出しております。

(i) 答申内容

- a. 本合併は当社の企業価値向上に資すると認められる。
- b. 本合併に係る取引条件は公正であると認められる。
- c. 本合併に係る手続は公正であると認められる。
- d. 上記 a. 乃至 c. を踏まえ、本合併は当社の一般株主にとって公正なものであると認められる。

(ii) 答申理由

- a. 本合併の是非（企業価値向上に資するか否かを含む。）について
 - ・上記「1. 本合併を行う理由」の「(1) 本経営統合の背景」及び「(2) 本経営統合の目的」に記載のとおり、当社は、強固かつ安定した顧客基盤を有し、当社が2026年2月13日に公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり当社の足元の業績も堅調に推移しているものの、クラウド型のソフトウェアへの移行を中心とする顧客ニーズの高度化・多様化、競合他社によるクラウド型のソフトウェアの販売数の増加及び新興のソフトウェアベンダーのマーケットへの新規参入に伴う競争環境の激化並びに中長期的な市場規模の縮小が見込まれていることから、技術基盤、収益モデル、人材獲得・育成において経営課題を抱えており、当社単独では解決が困難であると考えられる。
 - ・一方で、ダイテックホールディングは、CAD事業を取り扱っているものの、当社とは、顧客層や製品機能は重複しておらず相互に補完できる関係にあり、また、両社が持つCAD技術と顧客販売網を活用すれば、開発・販売の効率化や製品の品質向上等が期待できると考えられる。
 - ・以上を踏まえると、当社がこのタイミングでダイテックホールディングと統合し、両社の経営資源・信用力等を最大限に活用することで、中長期的な競争優位性の維持・強化を確実に実現できる体制を構築することには、必要性・合理性が認められる。
 - ・また、本経営統合によって当社に見込まれる「サービスプラットフォームの充実」、「顧客単価向上・市場シェア拡大に伴う収益性の拡大」、「コストシナジー」、「両社の人材活用による組織全体の成長・生産性向上」等のメリットには重要性が認められる。

- ・一方で、本合併のデメリットとして、東京証券取引所が、本合併後の当社が実質的な存続会社ではないと認定した場合には、本合併の効力発生日から実質的存続性の喪失に係る猶予期間に入ることが想定され、猶予期間の終了日までに当社が新規上場審査基準に準じた基準に適合しないと判断された場合には、当社株式が上場廃止となるリスクがある。しかしながら、統合契約において、両社は、新規上場審査基準に準じた基準に適合するよう真摯かつ誠実に取り組む旨を合意し、当社株式が上場廃止となるおそれに対しては合理的な対策が講じられており、当該リスクは抽象的な懸念に留まるものといえ、本経営統合によるデメリットが顕在化する可能性は低いと評価できる。
 - ・以上を総合的に勘案し、本合併は当社の企業価値向上に資すると認められる。
- b. 本合併に係る取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の条件が公正なものとなっているか否かを含む。）について
- (a) 合併比率算定書の取得
- ・当社は、プルータス・コンサルティングから合併比率算定書を取得しており、本特別委員会は、合併比率算定書において用いられた算定方法等について詳細な説明を受け、その上で、プルータス・コンサルティング及び当社に対して、評価手法の選択、市場株価平均法における市場株価についての分析、類似会社の選定基準、DCF法における算定の基礎となる両社の財務予測（利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減の見込みを含む。）、当社の財務予測のもととなった当社が作成した本事業計画の作成方針及び策定手続並びに計画値の合理性、継続価値の算定方法、割引率の算定根拠等に関する質疑応答を行い、具体的な資料に基づき検証を行った結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。
 - ・また、本事業計画においては、本合併によるシナジー効果は具体的に見積もることが困難であるため加味されておらず、当社が2024年11月8日に公表した中期経営計画を基礎に、2025年3月期の実績及び2026年3月期における足元の実績を踏まえて収益予測や投資計画をより蓋然性のある数値に更新し、当社が現時点で合理的に将来予測が可能な期間である2026年3月期から2029年3月期までの4期間で構成されているが、その作成過程において、ダイテックグループが不当な影響を与えた事実は認められず、また、内容について合理性が認められることを、本特別委員会としても確認している。
 - ・同様に、ダイテックホールディングから提出された事業計画においても、ダイテックグループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果や進行期及び過去3期におけるダイテックホールディングの実績等を踏まえて適切な検証を行っており、ダイテックグループと当社グループの売上高や営業利益等の金額の比較の観点からしても、本合併比率算定書の内容において、特段不合理な点は認められなかった。
 - ・したがって、本合併比率算定書による合併比率は合理性が認められると判断される。
- (b) 本フェアネス・オピニオンの取得

- ・当社は、プルータス・コンサルティングから本フェアネス・オピニオンを取得しており、本特別委員会は、本フェアネス・オピニオンについて詳細な説明を受け、質疑応答を行い、具体的な資料に基づき検証を行った結果、これらについて一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。
 - ・本フェアネス・オピニオンによれば、当社の一般株主にとって本合併比率は財務的な見地から公正であるとされている。
- (c) 本合併比率について
- ・本合併比率は、DCF法により算定された両社の株式価値に基づき算出された合併比率のレンジの範囲内にあり、かつ、レンジの中央値を下回る水準となっていることが認められる。また、類似会社比較法により算定された両社の株式価値に基づき算出された合併比率のレンジの範囲内にあり、かつ、レンジの中央値を下回る水準となっていることが認められる。さらに、市場株価法により算定された当社の株式価値と類似会社比較法又はDCF法に基づき算定されたダイテックホールディングの株式価値に基づき算出されたいずれの合併比率のレンジの下限を下回っていることが認められる。
 - ・また、ダイテックホールディングが上場しておらず、ダイテックホールディングの市場株価が存在しないため、本合併比率に関するプレミアム分析を行うことができないものの、上記のとおり、本合併比率は、当社の一般株主にとって財務的な見地から公正であると評価されている。
 - ・これに加えて、①当社の一般株主は、本合併後のシナジー効果を引き続き享受できること、②上記のとおり、本合併は当社の企業価値の向上に資すると認められるところ、当社における中長期的な競争優位性の維持・強化を確実に実現できる体制を構築するためには、本合併を早期に実施することが重要であり、当社を取り巻く事業環境や経営課題を踏まえると、本合併比率には合理性が認められると考える。
- (d) 交渉過程の手續の公正性
- ・当社は、デロイト トーマツを窓口として、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、合併比率について、当社の一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉をダイテックホールディングとの間で複数回に亘って行っている。
 - ・具体的には、当社及び本特別委員会は、デロイト トーマツを通じて、本特別委員会が承認した方針に従い価格交渉を実施し、複数回に亘る合併比率の再検討の要請を行い、ダイテックホールディングの当初提案である1：1.08から1：0.68まで合併比率の引き下げに成功している。
- (e) 本合併に係るスキームの妥当性
- ・本合併において、当社の一般株主は、本合併後も当社の株主として両社のシナジーの実現による中長期的な当社の企業価値向上に伴うメリットを享受することができる。
 - ・また、両社間の経営統合を実現する方法としては、株式移転、ダイテックホールディングを株式交換完全親会社とする株式交換又はダイテックホールディングを吸収合併存続会社とする吸収合併のスキームによることが考えられるところ、これ

らのスキームにおいては当社の株主に対して対価となる株式が交付されるため、米国証券法に基づくファイリング対応等が必要となる可能性があり、当社において多額の対応費用等が発生し、経営統合後の投資資金が減少し、経営統合のシナジーの実現に向けた施策の実行に支障を来す可能性がある。また、上記スキームは、本合併と比較して、経営統合までに必要な準備期間が延び、当社が置かれている競争環境においてスピード感をもった経営課題の解決の妨げになることも考えられる。

- ・更に、その他の経営統合の方法として、当社を株式交換完全親会社とする株式交換のスキームによることも考えられるところ、かかる株式交換では、両社がそれぞれ別法人として存続することになり、本合併により一体となる方が経営統合によるシナジーの発現がよりスムーズになるというインタビューの回答を得ており、本合併によることのメリットがあるといえる。また、当社が公開買付け及びその後の株式併合又は株式売渡請求の方法によりダイテックホールディングとの経営統合を行うことも考えられるが、この場合も、上記株式交換スキームと同様に、両社がそれぞれ別法人として存続することとなり、また、当社において多額のキャッシュアウトが発生し、経営統合後のシナジー発現のための投資に支障を来す可能性がある。他方、本合併については、不適當合併に該当し当社が上場廃止となる可能性があるところ、ダイテックホールディングが上場した後に当社と経営統合をすることで当社の上場廃止リスクを回避することも考えられるが、上記のとおり当社の株式が上場廃止となるリスクは具体的に見込まれておらず、抽象的な懸念に留まっており、一方、ダイテックホールディングが上場するまでに一定の期間を要し、両社の事業環境・競争環境に照らすと、両社のシナジーを早期に実現することで両社の中長期的な企業価値向上に資するスキームとしては本合併が望ましいと考えられる。
- ・したがって、経営統合の方法として本合併が選択されたことは、その他のスキームを選択した場合に比較して、経営統合の目的を達成する上でより望ましいスキームであると評価し得る。
- ・なお、本合併を行うためには、両社において株主総会特別決議による承認を受ける必要があり、本合併の手続においては反対株主による株式買取請求の機会が確保されていることから、当社の一般株主には本合併についての十分な判断の機会が保障されており、かつ反対株主にも投資回収の機会が与えられていることから、キャッシュアウトによるスキームを選択した場合と比較して、当社の一般株主による将来への期待に配慮したスキームといえ、本合併を選択することに妥当性が認められる。
- ・また、統合契約においては、経営統合後の統合会社となる当社の企業価値向上を実現するため、経営統合に向けた両社の準備・協議・協力に係る各種規定や経営統合後の経営体制が適切に定められている一方で、当社にとって不利益な契約条項等は特段見当たらない。

(f) 小括

- ・以上の点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本合併の買取対価の水準、買取の方法及び買取対価の種類その他の条件は公正であると

判断できる。

- c. 本合併に係る手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか否かを含む。）について
 - ・本「エ. 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の（ア）乃至（カ）に記載のとおり、本合併においては同種の他社事例と比較しても、適切な公正性担保措置が講じられており、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保がなされていると評価でき、本合併に係る手続は公正であると判断できる。
- d. 本合併の決定及び実施が当社の一般株主にとって公正なものであるかについて
 - ・本特別委員会は、上記 a. 乃至 c. その他の事項を踏まえ慎重に検討した結果、本合併が当社の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

（エ）独立した検討体制の構築

当社は、ダイテックグループから独立した立場で、本合併に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年9月16日に、ダイテックグループより本申入書を受領して以降、本合併に関する検討（当社株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びにダイテックグループとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、当該プロジェクトチームはダイテックグループの役職員を兼職しておらず、かつ過去にダイテックグループの役職員としての地位を有していたことのない当社の役職員によって構成されております。

これらの取扱いを含めて、当社の検討体制（本合併に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、北浜法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

（オ）利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、デロイト トーマツから得た財務的見地からの助言、プルータス・コンサルティングから得た合併比率算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容、北浜法律事務所から得た法的助言、本特別委員会から入手した本答申書を踏まえ、本合併が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本合併比率を含む本合併に係る取引条件が妥当なものであるか否かについて慎重に協議・検討を行った結果、2026年2月13日開催の当社の取締役会において、当社の取締役全9名のうち、審議及び決議に参加した利害関係を有しない当社の取締役9名（監査等委員である取締役を含みます。）の全員一致で、本合併契約を締結することを決議しております。

（カ）他の買取者による買取提案の機会の確保（マーケット・チェック）

当社は、ダイテックホールディングとの間で、当社がダイテックホールディング以外の対抗提案者（以下「対抗提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本合併契約を承認するための当社の株主総会は本合併契約の締結が公表されてからおよそ4ヶ月以上経過した後である2026年6月26日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比較しても、対抗提案者による提案の機会は十分に確保されていると考えております。

なお、当社は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本合併においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、ダイテックホールディングが当社株式9,746,220株（2025年12月31日現在の発行済株式総数（20,700,000株）から当社の自己株式数（24,813株）を控除した株式数（20,675,187株）に占める割合にて47.14%）を保有していること及び上記（ア）乃至（オ）のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていないことの一事をもって、本合併における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

- ⑤ 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項
本合併により当社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

- (2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第191条第2号)
ダイテックホールディングは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

- (3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）
 - ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容
ダイテックホールディングの最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。
招集ご通知1ページに記載の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（電子提供資料の英訳版はございません。）

 - ② 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

【別添】

吸収合併契約書（写）

福井コンピュータホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ダイテックホールディング（以下「乙」という。）は、甲及び乙の吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、2026年2月13日付（以下「本契約締結日」という。）で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併を行う。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲

商号：福井コンピュータホールディングス株式会社
住所：福井県福井市高木中央一丁目2501番地

(2)乙

商号：株式会社ダイテックホールディング
住所：東京都品川区南大井六丁目16番19号

第3条（吸収合併に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（以下「割当対象株主」という。）の所有する乙の普通株式の数に0.68（以下「本合併比率」という。）を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って乙の株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第4条（甲の資本金等の額）

本合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2027年4月1日とする。但し、本合併の

手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第7条（事業の運営等）

1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、通常の業務の範囲内で、企業価値を向上すべく、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日以降、本合併の効力発生後の甲が、合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間内に、株式会社東京証券取引所が定める新規上場審査の基準に準じた基準に適合するよう、真摯かつ誠実に取り組むものとし、上場会社である甲におけるガバナンス及びコンプライアンス体制・遵守状況等を指標とし、本効力発生日以降の甲においても当該水準を維持して事業運営を行うものとする。

第8条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2026年3月31日時点の甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり73.00円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日時点の乙の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり35円を限度として、2026年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して1株当たり35円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第9条（解除）

1. 甲は、乙において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合には、本効力発生日より前に限り、乙に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
2. 乙は、甲において本契約に基づく重大な義務違反があり、本契約の目的の達成が困難となった場合には、本効力発生日より前に限り、甲に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

第10条（本合併の条件変更及び中止）

本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明

らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙で誠実に協議し合意の上、本合併の条件その他の本契約の内容を変更し又は本合併を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、(i) 本効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、第6条第1項又は同条第2項に定める本契約の承認が得られない場合、(ii) 本効力発生日の前日までに、法令等に定められた本合併の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合、(iii) 第9条の規定により本契約が解除された場合、並びに (iv) 前条に基づき本合併が中止された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（誠実協議）

本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本合併の趣旨に従い、甲及び乙で誠実に協議し合意の上、決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、各当事者署名又は記名捺印の上、各1通を保有する。

2026年2月13日

甲：福井県福井市高木中央一丁目2501番地
福井コンピュータホールディングス株式会社
代表取締役CEO 佐藤 浩一 印

乙：東京都品川区南大井六丁目16番19号
株式会社ダイテックホールディング
代表取締役社長 堀 誠一郎 印

以上

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、2027年4月1日を効力発生日とする株式会社ダイテックホールディングとの合併に伴い、当社の商号を「D&Fグループ株式会社」へ変更するとともに、その事業目的を本経営統合後の当社の運営に必要なものへと変更するため、現行定款第1条（商号）及び第2条の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>福井コンピュータホールディングス株式会社</u> と称する。 英文字では <u>Fukui Computer Holdings, Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>D & Fグループ株式会社</u> と称する。 英文字では <u>D&F Group Corporation</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータソフトウェアの開発・販売</p> <p>2. コンピュータの販売 (新設) (新設) (新設)</p> <p>3. 事務用機器の販売</p> <p>4. 計測機器の販売</p> <p>5. 事務用品の販売</p> <p>6. コンピュータに関する教室の経営</p> <p>7. コンピュータを使用する情報サービスの事業</p> <p>8. 経営一般に関するコンサルティングの事業 (新設) (新設)</p> <p>9. 子会社の運営管理</p> <p>10. 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータソフトウェアの開発・販売</p> <p>2. コンピュータの販売</p> <p>3. <u>コンピュータによる情報の処理</u></p> <p>4. <u>コンピュータのハードウェア・ソフトウェアのリース・賃貸借及び輸出入</u></p> <p>5. <u>コンピュータシステムに関する調査・研究・教育及びコンサルティング</u></p> <p>6. 事務用機器の販売</p> <p>7. 計測機器の販売</p> <p>8. 事務用品の販売</p> <p>9. コンピュータに関する教室の経営</p> <p>10. コンピュータを使用する情報サービスの事業</p> <p>11. 経営一般に関するコンサルティングの事業</p> <p>12. <u>不動産の賃貸借・管理・保有及び運用</u></p> <p>13. <u>有価証券の保有及び運用</u></p> <p>14. 子会社の運営管理</p> <p>15. 前各号に附帯する一切の事業</p>
<p>第3条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 第1条(商号)及び第2条(目的)の規定の変更は、当会社と株式会社ダイテックホールディングとの間で締結した2026年2月13日付吸収合併契約に基づく合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日からその効力を生じる。なお、本附則は、当該効力発生日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者のうち、杉田直氏及び小笹文氏は、第2号議案が原案どおり承認可決され、吸収合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日の前日（2027年3月31日予定）をもって辞任する予定であります。

また、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	さとう こういち 佐藤 浩一	代表取締役CEO 社長執行役員	再任		
2	はしもと あきら 橋本 彰	取締役CFO/CHRO 常務執行役員 経営管理本部長	再任		
3	すぎ た ただし 杉田 直	取締役	再任		
4	さかぐち けんじ 坂口 賢司	社外取締役	再任	社外	独立
5	おざさ あや 小笹 文	社外取締役	再任	社外	独立
6	かじわら りか 梶原 理加		新任	社外	独立

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さとう
佐藤

こういち
浩一 (1963年12月16日生)



再任

所有する当社の株式数

5,200株

取締役会出席状況

16/16回

略歴、当社における地位及び担当

- | | |
|----------|---|
| 1998年4月 | 当社入社 |
| 2007年10月 | 当社 関西支社長 |
| 2008年2月 | 当社 執行役員関西支社長 |
| 2012年4月 | 当社 執行役員営業統括部長 |
| 2012年7月 | 福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役営業本部長 |
| 2017年11月 | 当社 取締役
福井コンピュータアーキテクト株式会社 代表取締役社長
福井コンピュータ株式会社 取締役
福井コンピュータスマート株式会社 取締役
福井コンピュータドットコム株式会社 取締役
福井コンピュータシステム株式会社 取締役 |
| 2022年2月 | 当社 代表取締役社長 |
| 2022年4月 | 福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役 |
| 2023年6月 | 当社 代表取締役グループCEO兼社長執行役員 |
| 2025年4月 | 当社 代表取締役CEO兼社長執行役員 (現任) |

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

佐藤浩一氏は、営業部門の要職及び事業会社の経営を担い、当社グループの成長を牽引してまいりました。現在は代表取締役CEOとしてグループ経営を統括しております。同氏は、ダイテックホールディングとの経営統合を主導し、統合後のグループ戦略の推進及びシナジー創出において中心的な役割を担うことが期待されます。以上の理由から、当社グループの企業価値向上に資する人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

はしもと
橋本

あきら
彰 (1964年4月28日生)



再任

所有する当社の株式数
4,200株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

- 1990年10月 当社入社
- 2005年6月 当社 取締役販売企画部長
- 2013年4月 福井コンピュータ株式会社 取締役カスタマサポートセンター長
- 2013年7月 福井コンピュータスマート株式会社 代表取締役社長
- 2016年6月 福井コンピュータ株式会社 執行役員営業本部担当部長
- 2017年11月 当社 取締役経営管理本部長
- 2020年6月 福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役 (現任)
福井コンピュータ株式会社 監査役 (現任)
福井コンピュータシステム株式会社 監査役 (現任)
- 2022年6月 当社 常務取締役経営管理本部長
- 2023年4月 福井コンピュータスマート株式会社 取締役COO兼執行役員
- 2023年6月 当社 常務取締役グループCFO/CHRO兼常務執行役員経営管理本部長
- 2024年6月 当社 取締役グループCFO/CHRO兼常務執行役員経営管理本部長
- 2024年6月 福井コンピュータスマート株式会社 取締役CSO兼執行役員
- 2025年4月 当社 取締役CFO/CHRO兼常務執行役員経営企画本部長
福井コンピュータスマート株式会社 監査役 (現任)
- 2026年4月 当社 取締役CFO/CHRO兼常務執行役員経営管理本部長 (現任)

重要な兼職の状況

- 福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役
- 福井コンピュータ株式会社 監査役
- 福井コンピュータスマート株式会社 監査役
- 福井コンピュータシステム株式会社 監査役

取締役候補者とした理由

橋本彰氏は、販売企画、サポート及び経営管理など幅広い業務経験を有し、現在はCFO/CHROとしてグループ経営を支えております。同氏は、経営統合において財務基盤の統合、人事制度の再設計及びガバナンス体制の高度化を推進する中核的役割を担っており、統合後のグループ経営基盤の確立に大きく貢献することが期待されます。以上の理由から、当社グループの持続的成長に資する人材であると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 3

すぎ た
杉田

ただし
直 (1964年7月14日生)



再任

所有する当社の株式数
13,800株
取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

1987年11月	当社入社
1998年4月	当社 九州支社長
2004年4月	当社 執行役員中部支社長
2012年4月	当社 執行役員営業本部長兼土木測量営業統括部長
2012年6月	当社 取締役
2012年7月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役社長
2016年6月	当社 常務執行役員
2018年4月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役社長 福井コンピュータアーキテクト株式会社 取締役 福井コンピュータスマート株式会社 取締役
2019年6月	当社 取締役 (現任)
2020年6月	福井コンピュータシステム株式会社 取締役 (現任)
2023年6月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役CEO兼社長執行役員
2024年6月	福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長執行役員
福井コンピュータシステム株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

杉田直氏は、入社以来営業部門に携わり、幅広い業務経験及び経営知識を有しており、現在は福井コンピュータ株式会社の代表取締役COO兼社長執行役員として会社全体を牽引し、土木・測量関連事業を推進する中心的役割を担っております。これらの経験及び実績をグループ経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号 **4** さか ぐち けん じ **坂口 賢司** (1979年10月10日生)



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
15/16回

略歴、当社における地位及び担当

2015年9月 株式会社プロフィットメイカーズ設立 取締役
2015年9月 株式会社wizpra (現 株式会社Emotion Tech) 入社
2016年9月 株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役 (現任)
2016年9月 株式会社wizpra (現 株式会社Emotion Tech) 取締役
2019年7月 株式会社ハンズオン 取締役 (現任)
2020年5月 株式会社ビューティーターミナル 取締役 (現任)
2023年6月 当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役
株式会社ハンズオン 取締役
株式会社ビューティーターミナル 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

坂口賢司氏は、これまでIT分野、特にエンジニアリングに強みをもつビジネスを展開している企業の代表取締役及び取締役として、先進的な技術を活用したサービスの開発・運営に携わっており、高度な技術力とビジネスセンスを有しています。この経験を活かし、当社の技術戦略の策定やビジネス戦略の実行及び当社が取り組むべき課題に対して有益なアドバイスをいただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5** **おざさ** **あや**
小笹 **文** (1977年1月28日生)



再任

社外

独立

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

1999年4月 株式会社リクルート 入社
2006年6月 グーグル株式会社 (現 グーグル合同会社) 入社
2009年6月 株式会社ナインスラッシュワン 代表取締役社長
2011年3月 イベントレジスト株式会社 最高業務執行責任者 (COO)
2012年1月 イベントレジスト株式会社 取締役最高業務執行責任者 (COO)
2018年7月 合同会社カラフル 代表社員 (現任)
2021年3月 株式会社メタップス 社外取締役 (監査等委員)
2023年7月 株式会社メタップス 社外取締役
2024年2月 一般社団法人コミュニティマーケティング推進協会 理事
2024年3月 地主株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
2024年6月 当社 社外取締役 (現任)
2024年6月 株式会社ヌーラボ 社外取締役 (現任)
2024年11月 株式会社出前館 社外取締役
2025年4月 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授 (現任)

重要な兼職の状況

合同会社カラフル 代表社員
地主株式会社 社外取締役監査等委員
株式会社ヌーラボ 社外取締役
日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小笹文氏は、これまで複数の企業の立ち上げに携わり、自身でも会社を経営されるなど、企業の経営及びマーケティングに関する豊富な実績と経験を有しております。その知見を活かし、今後の当社の新規事業開発及び新製品・サービスのマーケティングにおいて、事業戦略の策定及びその社内外への展開について助言をいただくとともに、社外中立の立場から適切な監督機能を発揮いただけるものと期待し、社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **6** かじ わら **梶原** り か **理加** (1979年12月9日生)



新任

社外

独立

所有する当社の株式数

— 株

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

2003年12月 株式会社サイバー・コミュニケーションズ (現 株式会社 CARTA HOLDINGS) 入社
2006年6月 株式会社 CARTA HOLDINGS 執行役員 (現任)
2009年6月 株式会社 CARTA ZERO 上級執行役員 (現任)
2011年3月 株式会社 CARTA VENTURES 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社 CARTA HOLDINGS 執行役員
株式会社 CARTA ZERO 上級執行役員
株式会社 CARTA VENTURES 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

梶原理加氏は、2003年に株式会社サイバー・コミュニケーションズ (現 株式会社 CARTA HOLDINGS) に入社後、2023年より同社の執行役員及びグループコミュニケーション本部長に就任するとともに、D&I推進委員会やサステナビリティ委員会の活動を通じて同社のサステナビリティ経営の推進に貢献した経験を活かし、当社の企業価値向上及び経営全般に対する適切な役割を期待して、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 梶原理加氏は、新任の社外取締役候補者であります。
2. 梶原理加氏の戸籍上の氏名は、小椋理加であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 坂口賢司、小笹文及び梶原理加の各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 坂口賢司及び小笹文の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって坂口賢司氏は3年、小笹文氏は2年となります。
6. 坂口賢司、小笹文及び梶原理加の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「独立役員の独立性基準」を満たしております。当社は、坂口賢司及び小笹文の両氏を独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。また、梶原理加氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。なお、「独立役員の独立性基準」につきましては、43ページをご参照ください。
7. 当社は、坂口賢司及び小笹文の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。また、梶原理加氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は特約部分を含め当社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者のうち、高橋勝氏及び神田輝生氏は、第2号議案が原案どおり承認可決され、吸収合併の効力が発生することを条件として、その効力発生日の前日（2027年3月31日予定）をもって辞任する予定であります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	高橋 勝 <small>たか はし まさる</small>	社外取締役監査等委員	再任	社外	
2	神田 輝生 <small>かん だ き せい</small>	社外取締役監査等委員	再任	社外	独立
3	三橋 明史 <small>みつ はし あき ふみ</small>	社外取締役監査等委員	再任	社外	独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

たか はし
高橋

まさる
勝 (1952年12月6日生)



再任

社外

所有する当社の株式数
一株

取締役会出席状況
16/16回

略歴、当社における地位及び担当

- 1980年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1984年8月 公認会計士登録
- 1988年8月 デロイト米国シカゴ事務所駐在
- 1994年7月 デロイト中国上海事務所駐在
- 2003年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 代表社員（現 パートナー）就任
- 2014年4月 亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略研究科 特任教授
- 2017年12月 有限責任監査法人トーマツ パートナー 退任
- 2018年1月 公認会計士高橋勝事務所 代表（現任）
- 2018年6月 当社 社外取締役監査等委員（現任）
- 2020年4月 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役（現任）
- 2020年4月 明治大学会計大学院 講師
- 2021年3月 センクサス監査法人 統括代表社員（現任）
- 2021年7月 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED 社外取締役（現任）
- 2022年4月 公認会計士修了考査 監査運営委員

重要な兼職の状況

公認会計士高橋勝事務所 代表
株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役
センクサス監査法人 統括代表社員
NISSIN FOODS COMPANY LIMITED 社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋勝氏は、公認会計士として監査法人等での豊富な経験と知識を有しており、独立公正な立場から経営の監視を遂行いただくことで当社グループのガバナンス体制の強化と事業運営についての有益な助言や指導をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、2019年5月に指名・報酬委員会の委員に就任し、取締役候補者、執行役員を選任、取締役の報酬決定について、客観的・中立的な立場にて参画しており、今後も引き続き当社のガバナンス体制の強化に貢献いただけることと期待しております。

候補者番号 **2** かん だ **神田** き せい **輝生** (1983年10月11日生)



再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2011年9月 司法試験合格
2012年12月 最高裁判所司法研修所修了
2012年12月 那須・岩崎法律事務所 入所
2018年1月 神田法律事務所開設 代表弁護士 (現任)
2018年6月 当社 社外取締役監査等委員 (現任)

重要な兼職の状況

神田法律事務所 代表弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神田輝生氏は、弁護士としての法的な観点等から、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるとともに、若い世代であり、新しい世代の視点から今後における当社の経営に助言をいただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、2019年5月に指名・報酬委員会の委員に就任し、取締役候補者、執行役員員の選任、取締役の報酬決定について、客観的・中立的な立場にて参画しており、今後も引き続き法律分野の専門的知見から当社のガバナンス体制の強化に貢献いただけることと期待しております。

候補者番号 3

みつ はし
三橋

あき ふみ
明史 (1974年10月15日生)



再任

社外

独立

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

16/16回

略歴、当社における地位及び担当

2002年10月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人） 入所
2006年12月 公認会計士登録
2018年8月 三橋明史公認会計士事務所 代表（現任）
2019年4月 株式会社岩淵畜産 非常勤CFO（現任）
2019年5月 株式会社FCE Holdings（現：株式会社 FCE） 社外監査役
2019年10月 スペースリンク株式会社 社外監査役
2019年12月 ブリッジアカウンティング合同会社 代表社員（現任）
2024年6月 当社 社外取締役監査等委員（現任）
2024年6月 株式会社おすすめ屋 社外監査役
2025年1月 佳生監査法人 社員（現任）
2025年6月 株式会社enstem 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

三橋明史公認会計士事務所 代表
株式会社岩淵畜産 非常勤CFO
ブリッジアカウンティング合同会社 代表社員
佳生監査法人 社員
株式会社enstem 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三橋明史氏は、公認会計士の業務経験や知見を有しており、企業の財務責任者や監査役を歴任されており、内外から企業経営に携わっております。また、これまで複数のベンチャー企業の立ち上げに携わられた経験も有されており、今後の当社の新規事業開発を含む事業戦略においても、有益なアドバイス及び課題提起をいただくとともに、その管理運営について客観的・中立的な立場から適切な監督機能を発揮いただけるものと期待し監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋勝、神田輝生及び三橋明史の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋勝、神田輝生及び三橋明史の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会の終結の時をもって高橋勝及び神田輝生の両氏は8年、三橋明史氏は2年となります。
4. 高橋勝、神田輝生及び三橋明史の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件並びに当社が定める「独立役員の独立性判断基準」を満たしております。当社は、神田輝生氏及び三橋明史氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、神田輝生氏及び三橋明史氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定であります。なお、「独立役員の独立性基準」につきましては、43ページをご参照ください。
5. 当社は高橋勝、神田輝生及び三橋明史の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で、当社並びに子会社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は特約部分を含め当社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に同内容での更新を予定しております。

第4号議案及び第5号議案が承認された場合の経営体制

氏名	当社における地位	企業経営	営業・業界	開発・R&D	財務・会計	法務・コンプライアンス	サステナビリティ
佐藤 浩一	代表取締役CEO 社長執行役員	●	●	●			
橋本 彰	取締役CFO/CHRO 常務執行役員	●	●		●		●
杉田 直	取締役	●	●				
坂口 賢司	社外取締役	●		●			
小笹 文	社外取締役	●	●				
梶原 理加	社外取締役		●				●
高橋 勝	社外取締役 (常勤監査等委員)	●			●		
神田 輝生	社外取締役 (監査等委員)	●				●	
三橋 明史	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	

※サステナビリティには、人材戦略、多様性確保、コーポレートガバナンスの要素を含んでおります。

※第4号議案及び第5号議案が原案どおり可決承認されますと、取締役9名のうち社内取締役3名、社外取締役6名となります。なお、社外取締役6名のうち、高橋勝氏を除く5名は独立役員となる予定です。

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、指名・報酬委員会での議論の確認を含めて検討を行いました。各候補者に関しては、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、報酬等の内容は妥当と判断します。

独立役員の独立性基準

当社は、一般株主保護のため、当社における独立役員の独立性基準を以下のとおり定め、当該基準に照らして独立性を確保できる者の中から独立役員を指定いたします。

1. 当社グループ（当社及び当社連結子会社）の業務執行者（注1）である者、又は過去10年において業務執行者であった者ではないこと
2. 本人が、現在又は過去3年間に於いて、以下のいずれにも該当していないこと
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注2）の業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注3）の業務執行者
 - (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
 - (4) 当社グループとの間で、社外役員の相互就任（注5）の関係にある会社の出身者
 - (5) 当社グループから多額の寄付（注6）を受け取っている者（法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
3. 配偶者及び二親等内の親族が、上記1. 及び2. に該当していないこと

- (注) 1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。
2. 「主要な取引先」とは、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた取引先、もしくは当社グループの直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った取引先をいう。
3. 「主要な借入先」とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入れを行っている金融機関をいう。
4. 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の合計が事業年度につき1,000万円以上となるものをいう。
5. 「社外役員の相互就任」とは、当社グループの出身者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の出身者を当社の社外役員として迎え入れることをいう。
6. 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円、又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える支払いをいう。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、諸外国の施策による影響や資源・エネルギー価格の高騰、物価高の影響が続いており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

建設業界では、人手不足や長時間労働の課題に加え、人件費や資材価格の高騰、働き方改革による残業時間上限規制への対応が求められており、積極的なDXやデジタル化への投資が行われています。

このような環境の下、当社グループ（当社及び連結子会社）における当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高16,653百万円（前期比13.2%増）、営業利益7,263百万円（前期比19.4%増）、経常利益7,483百万円（前期比20.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,313百万円（前期比3.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

〔建築システム事業〕

建築システム事業の売上高は8,032百万円（前期比16.3%増）、営業利益は3,181百万円（前期比26.3%増）となりました。当連結会計年度は、建築システム事業の全事業において新規顧客の獲得が進むとともに、既存顧客におけるライセンス（アカウント）増設が順調に推移したことに加え、価格改定による単価改善効果が通期にわたり寄与し、ARR（注1）及びARPA（注2）の拡大に結びつきました。また、製品売上も好調に推移し、住宅建材事業では2025年4月に施行された建築基準法改正に伴う設計対応需要の高まりを的確に捉え、法改正対応プログラムの販売が大きく伸びました。

BIM事業においては、BIM確認申請制度の開始に向けた制度整備の進展を背景に、市場の関心が段階的に高まる中で国産BIMソフトの強みを活かし、売上が伸びました。

これらの結果、前期比で増収増益となりました。

〔測量土木システム事業〕

測量土木システム事業の売上高は7,861百万円（前期比9.7%増）、営業利益は3,691百万円（前期比7.4%増）となりました。当連結会計年度においては、国土交通省が推進するi-ConstructionやBIM/CIMの普及、国土地理院による作業規程の改正等の市場動向を的確に捉え、これらに対応した製品・機能の提供を進めたほか、新たな3次元表現技術である3D Gaussian Splatting（3DGS）の読込みへの対応を行ったことにより、関連ソフトウェアの売上増加につながりました。

また、上記製品に関するストック型サービス売上の増加および価格改定による単価改善効果が通期にわたり寄与し、ARR（注1）及びARPA（注2）の拡大に結びつきました。

各事業では、測量事業において、3次元対応ソフトウェアの導入及び更新に関する提案強化に加え、設計分野への提案拡大を図った結果、売上は堅調に推移いたしました。土木事業においても、従来の3次元関連製品の拡販に加え、AR技術への対応が奏功し、売上拡大に寄与いたしました。

これらの結果、前期比で増収増益となりました。

〔ITソリューション事業〕

ITソリューション事業の売上高は759百万円（前期比18.0%増）、営業利益は580百万円（前期比20.0%増）となりました。当連結会計年度は、2025年7月に行われた参議院議員選挙及び2026年2月に行われた衆議院議員選挙にかかわる売上を計上しており、前期比で増収増益となりました。

〔投資事業〕

当社グループの事業領域と関連性の高い優れたサービスやビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業を投資対象としております。技術やノウハウの共有、ビジネスパートナーシップの構築などを図ることにより、相互に成長を促進し、社会的な課題解決に貢献するシステムの構築にも積極的に取り組んでおります。なお、当連結会計年度の営業損失は運営経費による4百万円（前期は営業損失4百万円）となっております。

（注1）ARR：ストック売上（使用权、保守サービス売上）における年間定期収益

（注2）ARPA：ARRを3月末時点の契約企業社数で割り返し算出

- ② 設備投資の状況
特記事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第44期	第45期	第46期	第47期
	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	(当連結会計年度) 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
売上高(百万円)	13,630	13,821	14,717	16,653
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	3,809	3,817	4,189	4,313
1株当たり 当期純利益(円)	184.24	184.63	202.65	208.63
総資産(百万円)	26,743	29,763	33,044	36,816
純資産(百万円)	21,683	24,407	27,102	30,078
1株当たり 純資産額(円)	1,048.78	1,180.50	1,310.85	1,454.84

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金又は出資金	当社の出資比率	主要な事業内容等
福井コンピュータアーキテクト株式会社	10百万円	100%	建築システム事業
福井コンピュータ株式会社	10百万円	100%	測量土木システム事業
福井コンピュータスマート株式会社	10百万円	100%	サポートサービス事業 ITソリューション事業
福井コンピュータシステム株式会社	50百万円	100%	建築システム事業
I F A C 合 同 会 社	－ 円	100%	投資事業
I F A C 投資事業有限責任組合	1,184百万円	99.99% (0.01%)	投資事業

(注) 当社の出資比率の()内は、間接出資比率を外数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの市場である建設業界は、少子高齢化、財政の逼迫に伴って中長期的に市場規模の縮小が懸念されます。また、建設業界は、BIM図面審査の開始や、働き方改革による労働時間短縮・週休二日を前提とした工程計画の見直しの対応に加え、気候変動対策として建築分野では省エネ基準への適合義務化、土木分野では防災・減災を図る国土強靱化需要の拡大など、人的リソースを制限しつつ、従来を上回る基準の達成が求められる状況となっております。そのような状況の中、当社グループでは、業務のより一層の効率化を支援するべく、新たな製品・サービスの開発を含めた当社ソリューションによる建設業界全体のDX推進を重要な課題として捉えております。建設業界の課題解決を推進することで市場の活性化を促し、当社グループの製品・サービスの需要を増加させる好循環のビジネスモデルを構築するため、以下の課題に取り組み、対応力の増強を図るとともにサステナビリティ経営の強化に努めてまいります。

また、公表しております当社と株式会社ダイテックホールディングとの合併におきましては、株主総会における合併契約の承認を前提に、当社の既存の事業に同社の建築設備業の設計～施工～維持管理を網羅するシステム事業を加えることで建設ライフサイクルの全てを網羅する事業体制を構築し、強力なシナジーの創出及び事業領域の拡大を見込んでおります。合併効力発生日の2027年4月1日に向け、経営統合に必要な各種手続きの処理や綿密な社内調整に努め、経営統合の効果を最大限に発揮することで、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様を持続的な価値を提供できる企業を目指してまいります。

《新製品・新サービスの創出及び新規事業開発》

当社グループでは、中期経営計画にサービス領域とステークホルダーへの影響範囲の拡大を掲げており、新たな製品・サービスの創出及び提供方法の見直しが課題であると考えております。この課題に対処するため、2024年12月より新たに展開しております建設業界に特化したサービス提供プラットフォーム「FC Apps Direct」につきましては、着実に掲載企業・サービスの数を増やしており、引き続き、自社の製品・サービスのみならず、建設テック企業の革新的なサービスの紹介・提供を通じて、各ユーザーの多様なニーズに応えていくとともに、建設業界のDX推進及び当社グループの営業基盤のより一層の拡大を図ってまいります。

また、投資事業（CVC：コーポレートベンチャーキャピタル）を通じ、当社グループの事業領域と関連性の高い優れたサービスやビジネスモデルを持つスタートアップやベンチャー企業との技術・ノウハウの共有、ビジネスパートナーシップの構築などを図り、新規事業開発に取り組んでまいります。

《建設業界のDX推進》

当社グループは、調査・設計分野の建築・測量システムにおいて大きなシェアを有しておりますが、建設業界のDX推進にあたり、さらに施工・維持管理・情報共有分野における製品・サービスの開発強化を課題として捉えております。引き続き、ユーザーニーズに合致したシステムの開発及びサポート体制を充実させることにより、既存ユーザーの満足度向上を図るとともに、国策や法改正等を踏まえた市場のニーズを見極め、建設業界のDX推進を支援してまいります。

《コーポレートガバナンスの強化》

当社グループでは、独立社外取締役の選任やリスク管理、コンプライアンス活動、任意の諮問委員会の導入等を通じて、コーポレートガバナンスを強化してまいりました。また、毎年第三者機関を通じて取締役会の実効性評価を実施しており、その都度会社の意思決定機関として改善すべき課題を抽出のうえ、社外を含む全取締役で議論し実効性の確保及びそのブラッシュアップに努めております。

加えて、昨今の課題であるサステナビリティ経営をより一層推進するため、当社グループ各社の経営トップを委員とし、社外取締役をオブザーバーとするサステナビリティ推進委員会を設けております。また、リスク・コンプライアンス委員会と連携し、当社グループを中心とした取引先やユーザーを取り巻く外部環境の変化及びそのリスクと機会を見極め、グループ全体でのサステナビリティ経営をより一層進めてまいります。

引き続き、着実な事業の推進を支え、持続的な企業価値向上を後押しする経営基盤の強化の観点から、ガバナンス機能の強化及び法令遵守・内部統制の組織的整備に取り組んでまいります。

《人的資本への投資と職場環境等への配慮》

当社グループでは、中期経営計画における重点施策を迅速かつ確実に遂行するためには、人的資本の充実が重要であり、イノベティブ挑戦や事業持続性の向上を実現できる優秀な人材の確保及び社員教育が欠かせないと考えております。また、当社が求める人物像を明確にしたうえで、公正性・納得性・透明性の高い人事制度を構築し、経営戦略と強く結びつけながら、積極的な人的資本投資に取り組んでおります。

その上で、等級や役職に応じたスキルコンピテンシーや行動基準を確立のうえ、透明度高く社内展開することで、社員一人一人の目標をより明確なものとし、社員が最大限のパフォーマンスを発揮し、さらなる成長と活躍を達成できる職場環境整備や企業風土の醸成にも取り組んでまいります。

《気候変動対策・環境配慮の取り組み》

当社グループでは、TCFD提言に沿ったシナリオ分析を行い、気候変動がもたらす直接的な影響は軽微であると判断しておりますが、当社グループの市場である建設業界における影響は大きくなると予想され、市場の変化を見越した機会とリスクの見極めが課題となります。そのため、自社の再生エネルギー活用等の取り組みを進めるだけでなく、建設業界に対して最先端のICTソリューションを提供することで、建設業界のDX推進を通じてGHG排出量低減に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、ソフトウェアの開発・販売及びアプリケーションの開発・販売を主たる業務としております。

事業セグメント別の事業内容、主要製品は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容・主要製品
建築システム事業	建築関連業においては、様々な建築図面や見積書、部材の発注書など数多くの書類を迅速かつ正確に自動計算・作成することを目的としてソフトウェアを開発、販売しております。また、図面や書類作成以外にも営業から設計、積算・見積までトータルサポートできるソフトウェアを開発し、建築設計事務所、工務店、ハウズビルダー、ゼネコンなど建築関連業者に対し、ソリューション提案並びに販売を行っております。
測量土木システム事業	測量会社や土地家屋調査士が作成する土地・建物の形状や面積の図面を迅速かつ正確に自動作成することを目的としてソフトウェアを開発し、測量会社、土地家屋調査士、コンサルタントなど測量土木業者全般に対し、ソリューション提案並びに販売を行っております。 また、土木業においては、現場作業の効率性・安全性の向上及び施工段階で設計変更が生じた際にも迅速かつ正確な対応を可能とすることを目的として、土木施工業に特化したソフトウェアを開発・販売しております。また、官公庁の業務を請負ううえで提出義務のある現場写真管理、出来形管理等の業務にも対応しており、土木業者を中心にソリューション提案並びに販売を行っております。
ITソリューション事業	選挙の出口調査に関わるモバイルアプリケーション及びWEBアプリケーションの開発を行っております。
投資事業	当社の事業領域と関連性の高い国内外の建設テックスタートアップやベンチャー企業との技術・ノウハウの共有及びビジネスパートナーシップの構築を目的として、当該スタートアップ又はベンチャー企業に対する投資を行っております。

(6) 主要な事業所及び営業拠点 (2026年3月31日現在)

当	社	本社：福井県福井市 拠点：福井県坂井市
福井コンピュータアーキテクト株式会社		本社：福井県坂井市 拠点：宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、福岡 他
福井コンピュータ株式会社		本社：福井県坂井市 拠点：宮城、埼玉、東京、愛知、大阪、広島、福岡 他
福井コンピュータスマート株式会社		本社：福井県坂井市 拠点：福井県福井市、宮城、埼玉、東京、広島、福岡 他
福井コンピュータシステム株式会社		本社：福井県福井市 拠点：長崎
I F A C 合 同 会 社		本社：福井県福井市 拠点：－
I F A C 投資事業有限責任組合		本社：福井県福井市 拠点：－

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建築システム事業	240 (21) 名	2名増 (6名増)
測量土木システム事業	205 (16) 名	6名減 (6名増)
ITソリューション事業	6 (－) 名	－ (ー)
投資事業	－ (－) 名	－ (ー)
全社(共通)	105 (11) 名	9名増 (2名増)
合計	556 (48) 名	5名増 (14名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(準社員、契約社員)は年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86 (11) 名	42名増 (6名増)	38.5歳	11.9年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(準社員、契約社員)は年間の平均人数を()内に外数で記載しております。
2. 使用人数の増加の主な理由は、連結子会社の業務の一部を当該業務に従事していた従業員とともに当社へ移管したことによるものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,700,000株 (自己株式24,813株を含む)
- ③ 株主数 3,590名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ダ イ テ ッ ク ホ ー ル デ ィ ン グ	9,746千株	47.14%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,480	7.16
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,317	6.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	799	3.87
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	616	2.98
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044	470	2.28
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 8 6 8	378	1.83
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 (投 信 口)	375	1.82
光 通 信 株 式 会 社	261	1.26
福 井 コ ン ピ ュ ー タ 従 業 員 持 株 会	195	0.95

(注) 持株比率は自己株式 (24,813株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO 取締役 CFO/CHRO	佐藤 浩一 橋本 彰	社長執行役員 常務執行役員経営企画本部長 福井コンピュータアーキテクト株式会社 監査役 福井コンピュータ株式会社 監査役 福井コンピュータスマート株式会社 監査役 福井コンピュータシステム株式会社 監査役
取締役	杉田 直	福井コンピュータ株式会社 代表取締役COO兼社長 執行役員 福井コンピュータシステム株式会社 取締役
取締役	坂口 賢司	株式会社プロフィットメイカーズ 代表取締役 株式会社ハンズオン 取締役 株式会社ビューティーターミナル 取締役
取締役 取締役	東雲 凜 小笹 文	明治大学商学部 教授 合同会社カラフル 代表社員 地主株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社ヌーラボ 社外取締役 日本工業大学大学院技術経営研究科 准教授
取締役 (常勤監査等委員)	高橋 勝	公認会計士高橋勝事務所 代表 センクス監査法人 統括代表社員 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役 NISSIN FOODS COMPANY LIMITED 社外取締役
取締役 (監査等委員) 取締役 (監査等委員)	神田 輝生 三橋 明史	神田法律事務所 代表弁護士 三橋明史公認会計士事務所 代表 株式会社岩渕畜産 非常勤CFO ブリッジアカウンティング合同会社 代表社員 佳生監査法人 社員 株式会社enstem 社外監査役

- (注) 1. 取締役橋本彰氏は、2026年4月1日付で当社における担当が常務執行役員経営管理本部長に変更となっております。
2. 取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）高橋勝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）神田輝生氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）三橋明史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）高橋勝氏は、常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに監査等委員会の活動において、当社の経営の監査・監督機能により一層の厚みを持たせるためであります。
7. 当社は、取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。また、保険料は特約部分を含め当社負担であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
9. 当社は取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）神田輝生氏及び三橋明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はございません。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけており、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。

まず、基本方針としましては、取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役位、役割及び職責等に相応しい水準とすることとしております。当該方針は、当社の取締役と従業員から構成された役員報酬改革プロジェクトにて方針案を策定し、取締役会に上程されたのち、取締役会から諮問を受けた指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会の決議により定めております。

次に、取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である短期インセンティブ及び中長期インセンティブの3種類で構成しております。その報酬額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の役位、担当職務及びその職責に応じた基本報酬額に、単年度及び3年間の業績並びに個人目標に対する評価に基づく業績連動報酬額を加えて算出し、取締役会はその評価内容と報酬額を指名・報酬委員会に諮問のうえ、その答申をもって最終的に取締役会の決議により定めることとしております。なお、報酬における固定報酬：業績連動報酬の割合は概ね6：4となるように定めております。

また、当該報酬の支給方法は、各報酬いずれも金銭報酬としており、業績連動報酬である短期インセンティブ及び中長期インセンティブは、その報酬額を12分割して基本報酬額に加算し、毎月支給するものと定めております。

なお、監督機能を担う、業務を執行しない取締役及び社外取締役については、その職務内容を勘案し、基本報酬のみを支払うこととしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は0名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月22日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③ 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員のパ員 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	101 (14)	74 (14)	26 (-)	5 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	22 (22)	22 (22)	- (-)	3 (3)
合 計	123	97	26	8

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額のうち、業績連動報酬等においては、旧方針からの切り替わりの関係上、2025年4月から2025年6月までの支給が無いため、2025年7月から2026年3月までの支給額の総額を記載しております。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）6名（うち社外取締役3名）、取締役（監査等委員）3名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いて記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業務執行取締役の業績連動報酬支給額は、各取締役の役位、役割、担当職務及びその職責並びに業績等を勘案し設定された目標の達成率について個別に評価したうえで、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において具体的な支給額を決定します。なお、業績連動報酬は、短期インセンティブ及び中長期インセンティブの2種類の報酬から構成され、それぞれ異なる評価基準及び評価期間を定め運用しております。

ア. 短期インセンティブ

短期インセンティブは、業績達成方式を採用しており、期首に取締役会にて設定された単年度の連結の売上高及び営業利益、ARR（年間定期収益）等の定量目標並びに役位及び担当職務に応じた個人の定性目標の達成率に応じて報酬額を決定いたします。なお、業績指標としてこれらの評価指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため最適であると判断したためです。

また、定量目標の指標は、担当職務に応じて個別に設定するものとしております。その上で、会社業績に準拠する定量目標及び個人目標が主となる定性目標の報酬額に対する評価ウェイトは、代表取締役とそれ以外の取締役において区別し、以下のとおりとしております。

なお、当連結会計年度における評価指標の実績は、売上高16,653百万円、営業利益7,263百万円、ARR9,022百万円となっており、定性の個人目標については、各取締役に個別に設定された目標を上回る結果となっております。

		取締役	代表取締役		取締役		
		執行役員	社長執行役員	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員	執行役員
定量	連結	売上高	20%	20%	10%	10%	10%
		営業利益	50%	50%	30%(±10%)	30%(±10%)	30%(±10%)
	KPI	ARR等	20%	20%	20%(±10%)	20%(±10%)	20%(±10%)
定性	個人目標	目標管理	10%	10%	40%(±10%)	40%(±10%)	40%(±10%)
Total			100%	100%	100%	100%	100%

(注) ±10%の記載がある指標のウェイトは、各人の所属先や管掌領域に応じて個別に設定しております。

イ. 中長期インセンティブ

中長期インセンティブは、攻めの経営の実現にむけ、中長期の目標に対する報酬として設定しております。報酬額は、中期経営計画にて掲げる目標に基づき、連結の売上高、営業利益及び中期経営計画のKPIの定量目標並びに非財務目標の定性目標を3年間で設定し、その進捗度、達成度に応じて決定いたします。支給については、3年間の目標について各事業年度の終了時に目標進捗を評価することで単年毎の支給額を決定し、12分割のうえ毎月支給するものとしております。

なお、短期インセンティブと同様に、会社業績に準拠する定量目標及び個人目標が主となる定性目標の報酬額に対する評価ウェイトは、代表取締役とそれ以外の取締役において区別し、以下のとおりとしております。

また、業績指標としてこれらの評価指標を選定した理由は、中期経営計画に連動することにより当社が掲げる中長期の目標達成に対する意識を高めるため最適であると判断したためです。

なお、当連結会計年度における評価指標の実績は、売上高16,653百万円、営業利益7,263百万円、ROE15.1%となっており、定性の個人目標については、各取締役の中期経営計画に基づき個別に設定された目標に対する進捗の評価を実施し、進捗基準を上回る結果となっております。

		取締役	代表取締役		取締役		
		執行役員	社長執行役員	副社長執行役員	専務執行役員	常務執行役員	執行役員
定量	連結	売上高	20%	20%	10%	10%	10%
		営業利益	50%	50%	30%(±10%)	30%(±10%)	30%(±10%)
	中長期経営計画KPI	ROE	10%	10%	10%	10%	10%
定性	中長期経営計画非財務目標	ガバナンス	10%	10%	10%	10%	10%
	個人目標		10%	10%	40%(±10%)	40%(±10%)	40%(±10%)
Total			100%	100%	100%	100%	100%

(注) ±10%の記載がある指標のウェイトは、各人の所属先や管掌領域に応じて個別に設定しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	坂 口 賢 司	株式会社プロフィットメイカーズ 株式会社ハンズオン 株式会社ビューティーターミナル	代表取締役 取締役 取締役
取締役	東 雲 凜	明治大学商学部	教授
取締役	小 笹 文	合同会社カラフル 地主株式会社 株式会社ヌーラボ 日本工業大学大学院技術経営研究科	代表社員 社外取締役監査等委員 社外取締役 准教授
取締役（監査等委員）	高 橋 勝	公認会計士高橋勝事務所 センクス監査法人 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ NISSIN FOODS COMPANY LIMITED	代表 統括代表社員 社外監査役 社外取締役
取締役（監査等委員）	神 田 輝 生	神田法律事務所	代表弁護士
取締役（監査等委員）	三 橋 明 史	三橋明史公認会計士事務所 株式会社岩淵畜産 ブリッジアカウンティング合同会社 佳生監査法人 株式会社enstem	代表 非常勤CFO 代表社員 社員 社外監査役

(注) 当社と取締役坂口賢司氏、東雲凜氏及び小笹文氏並びに取締役（監査等委員）高橋勝氏、神田輝生氏及び三橋明史氏の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役	坂 口 賢 司	15/16回 (94%)	—	IT分野のエンジニアリングに強みをもつ企業の経営者として培われた優れた知見を活かし、当社の経営全般及び技術開発について、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、当社の技術戦略やビジネス戦略の実行及び対処すべき課題に対し、社外独立の立場からリスクの指摘や改善策の提言を行い、当社経営の監督の役割を果たされております。
取締役	東 雲 凛	16/16回 (100%)	—	国内外の大学の研究員及び教授を歴任された経験を活かし、国際性、環境・社会性、多様性等の幅広い観点から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、世界的に著しく変化する外部環境を踏まえた提言を行い、サステナビリティ経営の推進に向け、社外独立の立場から当社経営の監督の役割を果たされております。
取締役	小 笹 文	16/16回 (100%)	—	複数の企業の立ち上げに携わり、自身でも会社を経営されるなど、企業の経営及びマーケティングに関する豊富な実績と経験から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、当社の新規事業開発及び新製品・サービスのマーケティングにおいて、事業戦略の策定及びその社内外への展開について助言をいただくとともに、社外独立の立場から適切な監督の役割を果たされております。

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高橋 勝	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	神田 輝生	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。
取締役 (監査等委員)	三橋 明史	16/16回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士並びに企業の財務責任者及び監査役を歴任される業務経験や専門的知見から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、期待される役割に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員として、複数のベンチャー企業の立ち上げに携わられた経験を活かし、当社の新規事業開発を含む事業戦略の管理運営について客観的・中立的な立場から適切な監督機能を発揮いただいております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	31百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記の金額には、前事業年度に係る追加報酬が1百万円含まれております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法律を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的とし、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。委員会では、「コンプライアンス規程」に基づき、社員に対する法律遵守意識、倫理意識の普及、啓発を推進する。

当社の取締役会は、法令遵守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について決定するとともに、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。

当社の監査等委員会は、監査室及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制システムの運用において、特に法令及び定款上問題がないかを監査する。

また、当社グループは通報制度を設け、当社グループの取締役及び使用人が法令違反行為を発見した場合は、速やかに当社総務部、監査室等に通報することを定める。会社は、匿名の通報も受け付けるものとし、通報者のプライバシーに十分配慮する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会等の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制をとる。

また、当社の情報資産を、故意、偶然の区別なく、改ざん、破壊、漏洩から保護すべく、その管理策をまとめた「情報セキュリティポリシー」を策定し、情報セキュリティの維持に努める。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、企業経営に重大な影響を及ぼす事象を認識し、未然に防止する策を講じるとともに、万一重大事象が発生した場合に会社が被る損失又は不利益を最小化する体制の構築を目的に「リスク管理規程」を作成する。また、「リスク管理規程」に基づき、リスクの洗出し、評価、予防策の検討等を行うことを目的にリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

当社グループの取締役及び使用人は、リスクの発生及び予測されるリスクに重要な変化があった場合、リスク・コンプライアンス委員会に通知することを定める。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、迅速かつ効率的な経営が行われるよう持株会社体制を採用する。

当社及び各子会社は、取締役の業務執行状況の監督及び確認について、定例の取締役会において、重要事項の審議及び決定等と合わせて行う。

- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは、当社の取締役が各子会社の取締役を兼務し、グループ各社の取締役会において事業の進捗状況及び重要事項の報告や協議を実施する。
また、当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営に対して適切な管理を行う。
子会社に対しては、監査室が必要の都度会計及び業務に関して監査を実施するとともに、監査等委員会も必要に応じて監査を行うこととする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の求めがある場合、監査等委員会を補助すべき取締役を置くものとする。
監査等委員会の職務は監査室において補助する。
- ⑦ 前項の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会より監査業務を求められた使用人は、求められた業務について、取締役、監査室長の管轄外とし、指揮命令を受けないこととする。
当該使用人の異動等の人事に関する事項については、監査等委員会と事前に協議して決定することとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社を除く当社グループの取締役及び使用人は、会社の目的の範囲外となる行為、その他法令又は定款に違反する行為により、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、法令及び「監査等委員会規程」並びに「監査等委員会監査等規程」に基づき、直ちに監査等委員会に報告する。
監査等委員会は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は取締役及び使用人に説明を求めることとする。
監査等委員会に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととするため、「内部通報規程」において、報告した者の保護規定及びこれに違反した者への罰則規定を定める。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

当社は、当社監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に際し法令に基づいて費用の支出又は弁済を求めたときは、これを速やかに処理することとする。また、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、監査室及び会計監査人と情報交換や意見交換を行うものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、当社グループの役職員が反社会的勢力に対し適切な行動をとれるようその対応を規定する。各部署で反社会的勢力からの接触や不当な要求を受けた場合には、直ちに統括責任部署である当社総務部に報告することとし、総務部では必要に応じて警察や弁護士等専門家のアドバイスを得ながら対応することとする。個人での接触を避け組織的な対応を行うことで、反社会的勢力の介入を回避しており、総務部においては、情報の収集・分析・検討の中心となって各部署に適宜情報を提供するなどして、会社全体での反社会的勢力への対応力向上に努めることとする。

なお、取引先（主に当社製品の販売を行う販売店等）についても、取引開始時に信用調査を行う際には現地に赴いての訪問調査を行い、悪い風評の発生状況等についても確認し反社会的勢力に該当しないかをチェックすることとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

従業員に対し、社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても、社内外の通報窓口をはじめ、従業員に対する周知を行っております。なお、当事業年度において発生した内部通報案件はありません。

② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役6名（うち独立社外取締役5名）を含む取締役9名（うち監査等委員である取締役3名）で構成されております。また、取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督、必要な発言が適宜行われており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。当社グループは、持株会社体制を採用し、「関係会社管理規程」に基づき子会社の経営に対して適切な管理を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定のもと、適正に経営しております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

「リスク管理規程」及び「情報セキュリティポリシー」に基づき、リスク回避、リスク低減及び情報セキュリティの維持に努め、監査室による内部監査及びリスク・コンプライアンス委員会の活動を中心に、従業員に対する周知を定期的・継続的に行っております。

④ 監査等委員会の監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査等委員会は、定時又は臨時に監査等委員会を開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、常勤の監査等委員を選任し、社内の監査室と連携しながら、日常的な情報収集及び社内の重要な会議に出席するとともに、稟議書をはじめ、業務執行に関わる重要な文書を閲覧することで、監査の実効性の向上を図っております。

⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループの役職員は、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力に対し適切に行動しております。また、取引開始時における信用調査等により、反社会的勢力に該当しないかを確認するなどしており、当事業年度において反社会的勢力との取引をはじめ、介入等の反社会的勢力が関わる事案は生じておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,936	流 動 負 債	6,476
現金及び預金	24,085	買掛金	57
受取手形	407	未払費用	340
売掛金	1,099	未払法人税等	1,586
商品及び製品	73	前受金	2,945
仕掛品	5	賞与引当金	689
原材料及び貯蔵品	2	役員賞与引当金	3
その他	264	その他	854
貸倒引当金	△2	固 定 負 債	260
固 定 資 産	10,880	繰延税金負債	260
有形固定資産	3,087	負 債 合 計	6,737
建物及び構築物	1,724	純 資 産 の 部	
土地	1,153	株 主 資 本	29,336
その他	210	資本金	1,631
無形固定資産	236	資本剰余金	1,500
投資その他の資産	7,556	利益剰余金	26,264
投資有価証券	4,686	自己株式	△59
繰延税金資産	622	その他の包括利益累計額	742
その他	2,257	その他有価証券評価差額金	742
貸倒引当金	△9	純 資 産 合 計	30,078
資 産 合 計	36,816	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,816

連結損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	16,653
売 上 原 価	3,034
売 上 総 利 益	13,619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,355
営 業 利 益	7,263
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	132
受 取 保 険 金	8
そ の 他	79
経 常 利 益	7,483
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	845
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	6,800
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,609
法 人 税 等 調 整 額	△121
当 期 純 利 益	4,313
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,313

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,536	流 動 負 債	801
現金及び預金	14,713	未払金	517
貯蔵品	0	未払費用	60
前払費用	103	未払法人税等	49
未収入金	691	預り金	77
その他	27	賞与引当金	94
固 定 資 産	10,080	その他	0
有形固定資産	2,990	固 定 負 債	530
建物	1,657	繰延税金負債	190
構築物	48	組織再編により生じた株式 の特別勘定	339
工具器具及び備品	204	負 債 合 計	1,331
土地	1,080	純 資 産 の 部	
その他	0	株 主 資 本	23,543
無形固定資産	14	資 本 金	1,631
特許権	0	資 本 剰 余 金	1,500
ソフトウェア	11	資本準備金	1,500
電話加入権	2	利 益 剰 余 金	20,471
その他	0	その他利益剰余金	20,471
投資その他の資産	7,074	特定株式取得積立金	77
投資有価証券	4,448	繰越利益剰余金	20,393
長期預金	1,800	自 己 株 式	△59
関係会社株式	140	評 価 ・ 換 算 差 額 等	742
関係会社出資金	247	その他有価証券評価差額金	742
長期前払費用	154	純 資 産 合 計	24,285
差入保証金	266	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,617
その他	17		
資 産 合 計	25,617		

損益計算書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
経 営 管 理 料	1,963	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	3,925	5,888
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,143	2,143
営 業 利 益		3,744
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	129	
そ の 他	86	216
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	867	867
経 常 利 益		3,092
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161	161
税 引 前 当 期 純 利 益		3,254
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	68	
法 人 税 等 調 整 額	△23	44
当 期 純 利 益		3,209

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

福井コンピュータホールディングス株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大枝 和之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石橋 智己

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福井コンピュータホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福井コンピュータホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

福井コンピュータホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大枝和之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石橋智己

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福井コンピュータホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

福井コンピュータホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高橋 勝 ㊟

監査等委員 神田 輝生 ㊟

監査等委員 三橋 明史 ㊟

(注) 監査等委員高橋勝、神田輝生、三橋明史は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

会場ご案内図

会場 ハピリン 3階 ハピリンホール
〒910-0006 福井県福井市中央1丁目2番1号
電話 0776-20-2901



鉄道 JR 福井駅より徒歩1分
ハピラインふくい 福井駅より徒歩1分
えちぜん鉄道 福井駅より徒歩1分
福井鉄道 福井駅より徒歩1分

車 駐車場はハピリン地下駐車場をご利用ください。